

公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県（以下、「県」とする。）が委託する「公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託」の企画提案募集にあたり、事業の概要として業務内容等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書は、受託候補者決定後、協議の上、県が作成する。

1 目的

走行時のCO2排出量がゼロである電気自動車（E V）の普及を図るため、平日は公用車として導入するE Vを、土日祝日に地元の県民や観光客等に貸出し、E Vに気軽に乗ることができる機会を創出する公用車E Vカーシェアリングモデル事業を実施する。

2 実施場所

千葉県香取合同庁舎 第一駐車場（別添図1のとおり）
（香取市佐原イ126-6）

3 委託業務の範囲及び内容

委託業務の範囲及び内容は、以下に掲げるとおりとする。

（1）車両の調達

平日は公用車として利用し、土日・祝日等（閉庁日）は県民や観光客が利用することが可能な車両を調達すること。その際、下記事項を満たすこと。

①電気自動車2台を調達すること（ここでいう車両は、環境に配慮し事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備され、十分な航続距離をもち、非常時には非常用電力として外部電力供給可能な電気自動車であること。また、前面にドライブレコーダー（200万画素以上、フルHD録画、LED信号機対応）を設置すること。）。

②調達する車両は、普通自動車1台、軽自動車1台とすること。

③車両の設置場所は、「2 実施場所」のとおりとする。また、当該場所に設置した別添図2のソーラーカーポートに駐車可能な車両となるよう留意すること。なお、E Vの充電器（6kWの普通充電器）はカーポート内に設置されているが、外部での電欠防止のため「2 実施場所」以外でも充電できる充電カードを用意すること。

④車両は、「4 委託期間」に記載するカーシェア実証事業の期間に間に合うように設置すること。なお、車両の納車日は、契約締結後県と調整すること。

（2）カーシェア事業の運用

（1）で調達した車両を効果的・効率的に運用すること。その際、下記事項を満たすこと。また、より効果的・効率的な運用に向けた検討を行えるように、カーシェア事業期間中の公用利用の対象範囲や一般利用の曜日、料金体系などの変更につ

いて可能な限り柔軟に対応すること。

- ①県民・観光客等の利用にあたっては、車両の施錠／解錠や、予約管理、車両管理、利用者情報管理等にかかるシステムを構築（導入）すること。県民や観光客等の予約はWebから行えることとするが、公用での利用についてはシステムでの予約等は必須とせず、職員が車両を利用する際に必要となる鍵やカード等を貸与すること。なお、基本的に公用で利用するのは香取合同庁舎で勤務する職員である。
- ②①と連動した料金精算に係るシステムを構築（導入）すること。
- ③②で県民・観光客等が利用した分の料金を徴収し、手数料等を差し引いた額を県に支払うこと。支払い方法は、原則として県が委託契約終了後に支払う委託料から差し引いた額を請求する形で行うこと。
- ④予約システムに係る問い合わせや車両トラブル等が発生した際の利用者に対するサポート業務に対応すること。具体的な対応方法について、企画提案書に記載すること。なお、別途県が設置するソーラーカーポートに係る問い合わせは、原則としてソーラーカーポートの維持管理請負事業者が受けることとするが、利用者からソーラーカーポートに係る問い合わせが寄せられた場合にも一時的に受けることとし、県が指定する連絡先（ソーラーカーポートの維持管理請負事業者及び必要に応じて県）を案内すること。
- ⑤車両の定期的な清掃や保守管理を行うこと。（車両の清掃は月2回程度を想定しているが、具体的に提案すること。）
- ⑥その他車両の運用管理等に必要な事項を実施すること。

（３）広報・普及業務

E Vカーシェアの利用促進、認知度向上に寄与する広報等を行うこと。その際、下記事項を満たすこと。

- ①E Vカーシェア事業の周知・広報のためのチラシデータを作成し、県に納品すること。チラシには、カーシェアで利用できる車両の写真、料金概要、E Vカーシェアの特徴、カーシェア設置場所等を記載すること。データ形式はPDF及び画像形式（JPEG）とすること。
- ②カーシェアを実施している駐車場であることがわかる案内板等を設置すること。
- ③その他、効果的な広報等を具体的に提案し実施すること。

（４）実施結果・効果分析

E Vカーシェアの効果的・効率的な運用に向け、利用状況や利用者ニーズ等のデータ収集及び分析等を行い、事業の効果、課題や対策、事業の採算性等を整理し、事業の継続・拡張の可能性、実証事業の新たな展開に向けた提案を検討すること。

4 委託期間

委託業務の契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日（金）までとする。

このうち、令和8年3月31日（火）までを調達準備期間とし、令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）までを事業期間とする。（カーシェア実証事業は、令和8年4月11日（土）までの可能な限り早期に開始し令和10年3月26日（日）まで行うこと。）

5 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 1 4 日以内に業務計画書を作成し、県に提出するものとする。
- (2) 県は、業務計画書につき、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めた場合は、受託者と協議するものとする。

6 報告

業務完了時には、以下のとおり業務完了報告書を提出すること。令和 8 年度末時点においても同様に、事業開始から当該時点までの事業結果や分析結果をまとめた報告書を提出すること。また、事業の進捗について定期的に県に報告すること。

(1) 報告内容

- ・事業結果
- ・「3 委託業務の範囲及び内容（4）」の分析結果、提案内容

(2) 提出方法

千葉県環境生活部温暖化対策推進課まで電子媒体（Word、Excel、PowerPoint ファイル等）を提出すること。

7 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

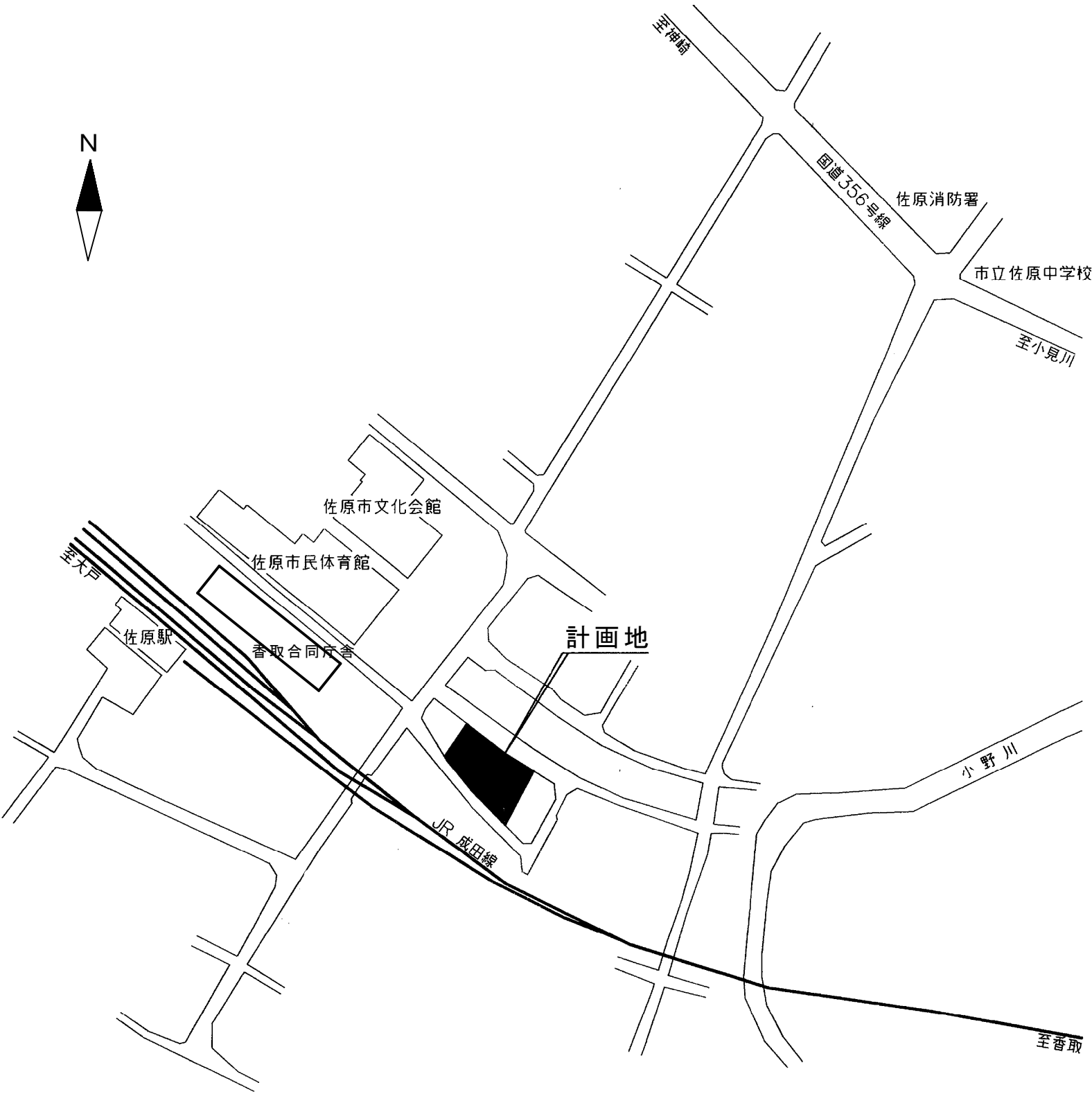
(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、レンタル料、駐車場代など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

8 特記事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本仕様書で定めるものの他、委託業務の実施に当たり必要な事項は、その都度、県と受託者と協議して定めるものとする。

公用車EVカーシェアリングモデル事業業務委託 仕様書
別添図1 カーシェア実施場所案内図



- ・住所 香取市佐原イ126-6
- ・名称 香取合同庁舎第一駐車場
- ・用途 駐車場

公用車EVカーシェアモデル事業業務委託 仕様書 別添図2 ソーラーカーポートの概要



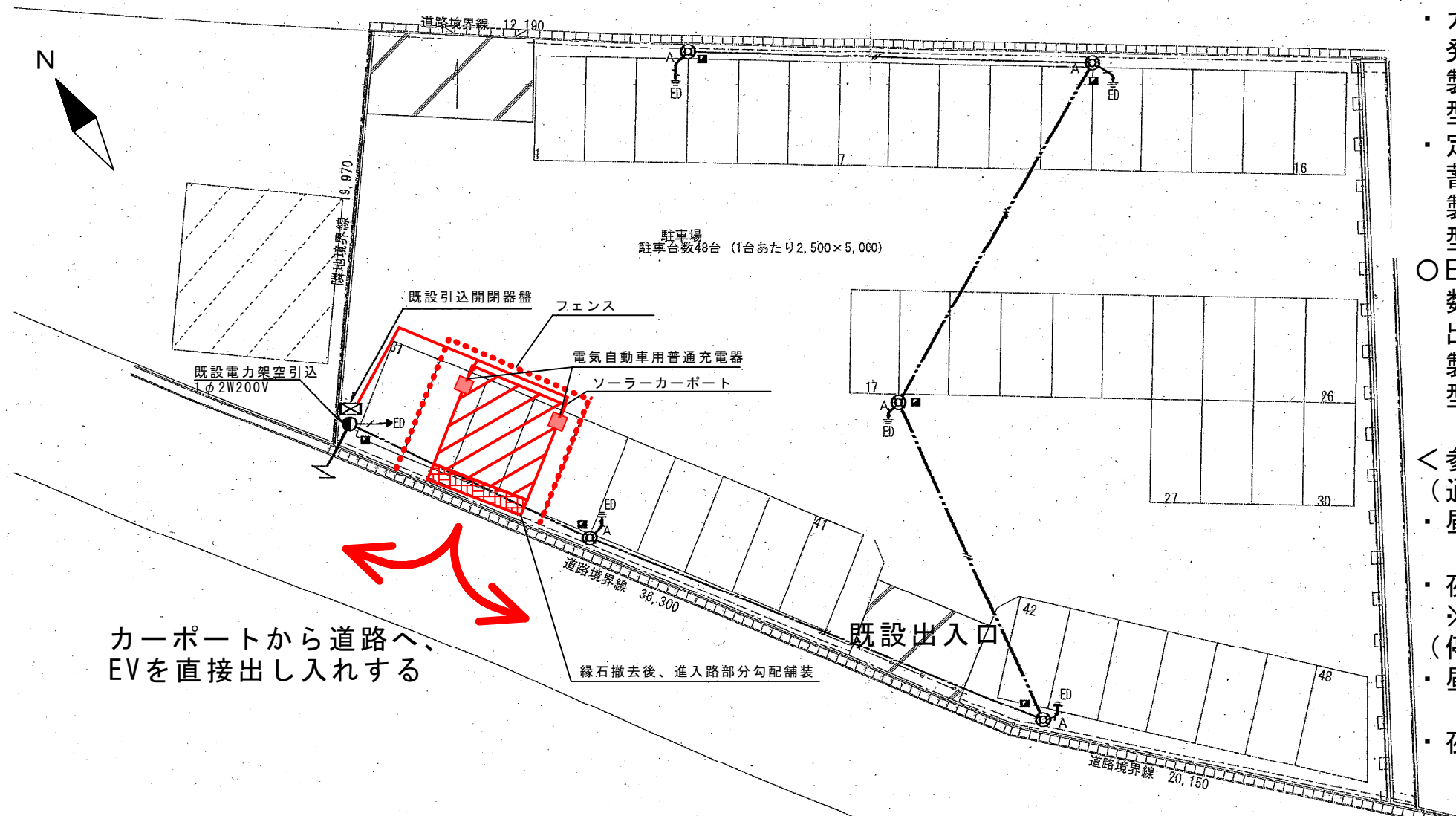
側面写真



正面写真



後方写真



○ソーラーカーポートの概要

- ・カーポート本体
- 発電容量 : 5.9kW
- 製造元 : ネクストエネルギー・アンド・リソース (株)
- 型番等 : NER156EPORT-ISL02
- ・定置型蓄電池
- 蓄電容量 : 11.5kWh
- 製造元 : 荏原実業 (株)
- 型番等 : EJ1-HB115

○EV充電設備の概要

- 数量 : 2台
- 出力 : 6kW
- 製造元 : 九電テクノシステムズ (株)
- 型番等 : QEC-F-01

<参考> ソーラーカーポート及びEV充電設備の運用 (通常)

- ・昼間 : 発電した電力をEV及び蓄電池に給電
余剰電力は系統側へ逆潮流させる
- ・夜間 : 蓄電池からEV充電または屋外照明を点灯
※不足分は系統電力から受電
- (停電時)
- ・昼間 : 自立運転し、EV、蓄電池、コンセント負荷へ給電
- ・夜間 : 蓄電池から、EV、コンセント負荷へ給電